

○総務省告示第三十号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条の二第三項の規定に基づき、平成二十五年総務省告示第三百二十四号（人体（頭部及び両手を除く。）における比吸収率の測定方法及び人体頭部における比吸収率の測定方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和元年五月二十日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>〔一 略〕</p> <p>二 人体（側頭部及び両手を除く。）における比吸収率の測定方法 〔1〕5 略</p> <p>三 人体側頭部における比吸収率の測定方法 〔1〕5 略</p>
改正前	<p>〔一 同上〕</p> <p>二 人体（頭部及び両手を除く。）における比吸収率の測定方法 〔1〕5 同上</p> <p>三 人体頭部における比吸収率の測定方法 〔1〕5 同上</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	